

学校選択制の見直しについて

平成 21 年多摩市教育委員会第 3 回定例会において報告いたしました学校選択制の見直しの方針について、パブリックコメントの実施結果も受けて、下記のとおり見直しを図り、平成 21 年度の学校選択制を実施するものです。

見直し方針

小学校入学時の利用状況は、「通学上の安全性や利便性の確保」が大きな利用目的となっており、「児童・保護者の交友関係」も考慮して安心して子どもを小学校に通わせたいと願う保護者の思いを受け止め、運用を見直します。

中学校入学時の利用状況は、「通学上の安全性や利便性を確保すること」のほか、「各中学校の現在の状況や特色を見極め、充実した中学校生活をおくること」を主眼とした利用も多いことから、現行の制度を維持します。

見直し方針	実施時期
①通学上の安全性・利便性確保のため、選択できる学校を指定校の隣接校に制限する。(小学校)	平成 21 年度学校選択制から実施
②受入れ人数は、施設の状況に照らし学校ごとに決定する。(小学校)	平成 21 年度学校選択制から実施
③市外からの転入時にも学校選択制の行使を認める。(小学校・中学校)	受入れ人数設定などの運用のしくみを検討のうえ実施予定

※統廃合が検討されている学区については、小学校・中学校とも特別の配慮を行う。

《見直しの経過》

- 社会状況の変化も含め、この制度を導入した時の意義や目的と実際の行使されてきた状況等も照らし合わせ、より良い制度の運用方法を見出していくために、検証を行いました。
- 特に平成 15 年度から導入した以降実施してきたアンケート調査の結果を重視し、特に直近に実施した平成 20 年度就学の児童・生徒を対象としたアンケート調査をより詳細に分析しました。
- 分析結果を踏まえ、「通学上の安全性や利便性の確保」を新たな視点として加えた見直し方針を定め、広く意見を伺うためパブリックコメントを実施しました。